

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米

節 減 対 象 農 薬 : 当地比5割減

化学肥料(窒素成分) : 当地比5割減

栽培責任者 大場善郎

住 所 宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字久保田35-1

連 絡 先 0229-86-2525

確認責任者 宮城県知事

住 所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

連 絡 先 022-211-2846

精米確認者 タカラ米穀株式会社 営業部

住 所 宮城県富谷市成田9-3-2

連 絡 先 022-351-6731

節減対象農薬の使用状況

| 使用資材名      | 用途 | 使用回数 |
|------------|----|------|
| ジノテフラン     | 殺虫 | 1回   |
| クロチアニジン    | 殺虫 | 1回   |
| トルプロカルブ    | 殺菌 | 1回   |
| イプフェンカルバゾン | 除草 | 1回   |
| テフリルトリオン   | 除草 | 1回   |